

上田市高齢者配食サービス事業委託に係る質問に対する回答について

いただいた質問について以下のとおり回答いたします。

上田市福祉部高齢者介護課

No.	質問と回答	回答日
1	<p>Q. 「審査及び選定」の方法が、「予定数量が多い地域から順番に行い、原則先行の地域で選定された事業者は、以降の審査では選定対象外」という方法は、業者にとっては「平等」かもしれませんが、数量の少ない地域の市民にとっては点数の低い業者となってしまう可能性が多く、上田市民の平等性に問題があるように思います。この件についての見解をいただきたいと思います。また、この選定方法は契約検査課も認めたものなのでしょうか。</p>	令和5年1月17日
	<p>A. より多くの応募事業者が選定されることを重視し、今回の方法を取りました。基準の点数に達しない事業者は選定対象外とすることによって、選定事業者の水準を確保します。</p> <p>なお本募集の選定方法は、関係課の承認を得て市として決定したものです。</p>	
2	<p>Q. 地域の区割りが今回変更となっています。区割りは業者間にとって利害関係に密接に関係するものです。(各種選挙の区割り変更は重大事であるのと同じく)地区割について、どのような理由・基準に基づいて、どのような過程で誰によって決められたのでしょうか？本来開示されないとならない事項に思いますが、その点について募集要項には記載がありません。なぜでしょうか？</p>	令和5年1月17日
	<p>A. 現状では弁当の配達時間が早すぎるなどといった意見があり、改善要望が寄せられておりました。このことから、配達時間の短縮を図るために地域の区割りについて見直しを行い、変更いたしました。</p> <p>選定方法については No.1 の回答と同様です。</p>	
3	<p>Q. プロポーザルに於いての提出書類 ウ様式3(ア)決算報告書の写し(直近3年間)について、決算報告書の一連の書類はかなりの量になり、全てを3年分となると150ページを超えるものとなります。各種公的補助金等の申請の際には決算書類の中のどれを添付するように指示があります。</p> <p>今回の提出書類で必要となる書類について教えていただければ</p>	令和5年1月17日

	<p>と思います。</p> <p>A. 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出してください。なお、社会福祉法人については、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を提出してください。</p>	
4	<p>Q. 【容器のご確認】</p> <p>①使い捨て又は回収容器の指定有無</p> <p>②回収容器を利用の際、社名の記載有でも良いか</p> <p>③『ご飯+おかず』を選択された場合、同じ容器又は別々の容器のどちらが良いか</p> <p>A. ①使い捨てまたは回収容器の指定有無はありません。</p> <p>②社名が記載された弁当の容器の使用も可能です。</p> <p>③『ご飯+おかず』の弁当の容器は、同じ容器、別々の容器のどちらでも大丈夫です。</p>	令和5年1月19日
5	<p>Q. (ご提出書類のご確認)</p> <p>上田市高齢者配食サービス事業委託事業者募集要領</p> <p>(3) 提出書類カ 様式6</p> <p>(ア) 飲食店営業の営業許可証の写し</p> <p>※本事業の調理を行う全ての施設のもの</p> <p>①県外にある調理工場の営業許可証も必要という認識で良いか</p> <p>②管理栄養士の免許証の提出は必要か</p> <p>A. ①県外にある調理工場の営業許可証も提出してください。</p> <p>②管理栄養士の免許証の提出は不要です。</p>	令和5年1月19日
6	<p>Q. 【新規のご利用者様について】</p> <p>お客様が当該サービスをご利用希望された場合のフローについて教えてください。</p> <p>A. ①各地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネージャーを通して利用希望者が市に利用申請書を提出します。</p> <p>②市の担当がケアマネージャーから利用希望者の生活やからだの様子、緊急連絡先、弁当の受け渡し方などの聞き取りを行います。</p> <p>③申請書の内容と聞き取りの内容をもとに、利用の可否を決定します。</p> <p>④市から委託事業者へ新規利用者の情報を連絡します。</p> <p>⑤市から申請者へ利用通知書、委託事業者へ利用決定通知書を送付します。</p>	令和5年1月19日

7	Q. 営業許可の内容ですが、飲食店営業ではなく、そうざい製造業の許可でも可能でしょうか？	令和5年1月19日
	A. 営業許可の内容は、そうざい製造業の許可でも大丈夫です。	
8	Q. 事業開始の4月1日までに事業所の移動を検討しております。申し込みは現事業所での申し込みでしょうか。移動予定事業所での申し込みでしょうか。(作業所設備を整えるため)	令和5年1月19日
	A. 応募する際の所在地について、(様式3)事業者概要書の「営業所・事業所等の所在地」「調理施設所在地」には現事業所と移動予定事業所の両方を記入し、提出してください。	
9	Q. 予定数は年間でしょうか、月間でしょうか。	令和5年1月19日
	A. 募集要項 8 審査及び選定 (3) の予定数量は年間の予定数量です。	
10	Q. 一週間分の献立 様式4の書式について 主菜副菜等のメニューと栄養素4項目についての記載があれば別紙のような形式でもいいでしょうか。	令和5年1月19日
	A. 様式4と事業所の献立表を見比べていただき、様式4で記入していただく項目を網羅できていれば事業所の様式で大丈夫です。その際、記載項目の漏れにはくれぐれもご注意ください。併せて、「様式4」と余白への記入をお願いします。	
11	Q. 委託期間について 令和5年4月1日から令和6年3月31日とありますが、1年間でまた来年翌年度のプロポーザルを行うのでしょうか。	令和5年1月19日
	A. 委託は1年更新ですが、今回のプロポーザル審査で決定した事業者には、3年程度は引き続きお願いしたいと考えています。	
12	Q. 飲食店営業の写しについて、表記されている名前が、変更前の会社名になっています。この場合、登記簿の写しを添えればいいのでしょうか？それとも名前を変更した営業許可書の方がいいのですか？	令和5年1月20日
	A. 飲食店の営業許可書に表記されている会社名から会社名が変更されている場合は、登記簿の写しを一緒に提出してください。	
13	Q. 様式4について。すでにある献立表を主菜・副菜と新たに付け加えて明記して、様式4として提出することは可能ですか？それとも書き写した方がいいのですか？	令和5年1月20日
	A. No.10の回答と同様です。	
14	Q. 今回の右岸地区の地区割、東と西が逆のような気がするのですが。	令和5年1月20日

	A. 仕様書の訂正についてホームページに掲載いたしましたので ご確認ください。	
--	--	--